

金 銭 の 貸 付 け に 関 す る 報 告 書
年 月 日

殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国 籍	
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金	
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接・間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために貸付けを行うもの		
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者電話)				

下記のとおり報告します。

1 相 手 方	(1) 名 称			
	(2) 主たる事務所の所在地			
	(3) 定款上の事業目的		(4) 資本金	
2	金 額			
3	契 約 年 月 日			
4	貸 付 年 月 日			
5 条 件	(1) 金 利			
	(2) 期 間			
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 ロ 分割 (具体的に記入すること。)		
6	そ の 他 の 事 項			

(日本工業規格A4)

(記入要領)

- 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の1)氏名又は名称、2)住所又は主たる事務所の所在地、3)職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
(例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。)
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

報告書記入例

金 銭 の 貸 付 け に 関 す る 報 告 書
2009年6月23日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。
 ○○大臣殿 2.○○には事業所管大臣を記入すること。
 (日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	エックス・ワイ・ゼット・コーポレイション(XYZ Corp.) 代表者 ○○○ 責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100	国籍	アメリカ 合衆国
	職業又は営んで いる事業の内容	電子機器の製造、販売、輸出入	資本金	※1億米ドル
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 <input checked="" type="radio"/> 外国法人等 ハ イ及びロが直接間接に議決権の50% 以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために貸付けを行うもの		
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	○○株式会社 責任者記名押印又は署名 代表者 甲野太郎 経理部長 乙野次郎 <input checked="" type="radio"/> 印		
	住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区○○町○番地		
事務上の連絡先 (担当者電話)	○○株式会社 Tel.3279-1111 ○○課 丙野三郎 内線 1111			

※報告者が個人の場合は「資本金」欄は斜線。

下記のとおり報告します。

1 相 手 方	(1) 名 称	山川電機株式会社		
	(2) 主たる事務所の所在地	東京都千代田区○○町○○番地		
	(3) 定款上の事業目的	定款に定める事業目的を、そのまま正確に記 入すること。	(4) 資本金	10億円
2	金 額	「US \$ 1,000,000.-」、「¥300,000,000.-」等と記入する。		
3	契 約 年 月 日	2009年6月3日		
4	貸 付 年 月 日	2009年6月3日		
5 条 件	(1) 金 利	年3.5%		
	(2) 期 間	10年間(返済期限:平成○年○月)		
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	<input checked="" type="radio"/> 期日一括 <input type="radio"/> 分割(具体的に記入すること。)		
6	そ の 他 の 事 項	(注)参考となる事項があれば記入すること。		

(記入要領)

- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の1)氏名又は名称、2)住所又は主たる事務所の所在地、3)職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
(例:○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。)
- 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

対内直接投資等に係る「金銭の貸付けに関する報告書」の記載要領

1. 報告が必要な取引または行為

外国投資家（注1）が本邦に主たる事務所を有する法人（以下「借入先」といいます）に対し1年を超えて金銭を貸し付けた（貸付債権譲受けによる金銭の貸付けを含み、居住者外国投資家が行う本邦通貨による貸付けを除く。以下「金銭の貸付け」といいます）（注2）場合であって、次のいずれにも該当するもの（下記（1）もしくは（2）のどちらか一方のみ該当する、またはそのいずれにも該当しないものは、事前届出の対象となります）。

- （1） 借入先の事業目的のすべてが告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。以下「事後報告業種」といいます）である。
- （2） 外国投資家の国または地域が、「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国または地域（居住者外国投資家を含む）である。

ただし、相続、遺贈により貸付債権を取得する場合は報告不要です。また、特定の外国投資家による出資比率が10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る）による金銭の貸付けも、報告不要です。

（注1） 次の事業を営む者（以下「金融機関」といいます）がその業務として行う金銭の貸付けは対内直接投資等に該当しませんので、本件報告の対象ではありません。

- a 銀行業（国際復興開発銀行及びアメリカ合衆国輸出入銀行を含む）、信託業、保険業および金融商品取引業を営む者。
- b 業としての金銭の貸付を主として行う者。

（注2） 次のいずれにも該当する金銭の貸付けが対象です。

- a 当該貸付け後における当該外国投資家から借入先への金銭の貸付けの残高が1億円に相当する額（注3）を超える。
- b 当該貸付け後における当該外国投資家から借入先への金銭の貸付けの残高と、当該外国投資家が保有する借入先が発行した社債（注4）との残高の合計額（注5）が、当該貸付け後における借入先の負債の額として定める額（注6）の50%に相当する額を超える。

（注3） 外貨の場合は外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算して下さい（以下、金額の換算については同様です）。

（注4） 会社の発行する社債で、特定の外国投資家に対して募集されたものに限ります。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- a 銀行業、信託業、または金融商品取引業を営む者、もしくは業として金銭の貸付けを主として行う者が業として取得した社債。
- b 居住者外国投資家が取得した本邦通貨をもって表示される社債。
- c 取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以下である社債。
- d 当該外国投資家による取得後における保有高が1億円に相当する額以下の社債。

（注5） 対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める関連会社等分を含みます。

(注6) 当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。ただし、貸借対照表を作成していない場合は、当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合は、直前の財産目録）の負債の総額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。

2. 報告の時期

貸付けの日の属する月の翌月15日までに報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

3. 提出書類および提出部数

「金銭の貸付けに関する報告書」（別紙様式第十六）・・・報告書の名宛大臣数

4. 名宛大臣

報告書の名宛大臣とは、財務大臣および借入先の営む事業の所管大臣をいいます。事業所管大臣および上記1.(1)の事後報告業種が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

5. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局外為法手続担当 50番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社 日本橋支店私書箱30号 日本銀行国際局外為法手続担当)

(2) 本報告書に関する照会先

・フリーダイヤル 0120-79-6656

・ダイヤルイン 03-3277-2107